

8月連絡委員幹事会 会議録

※会議議題関係部分のみ記録

日 時：令和4年8月2日（火）午後3時から

場 所：市役所2階 会議室1

出席者：連絡委員正副幹事11名

：事務局4名

：議題説明者2名

傍聴者：0名

会議内容

1 市民憲章唱和（副代表幹事）

2 代表幹事あいさつ

3 議題

(1) 令和5年度消防団員の選出について（防災課）

正副幹事：意見なし。

(2) 令和5年度区民館等の修繕等の予定について（依頼）（地域協働課）

正副幹事：壁の塗り替えは対象になるか。

説 明 者：建物の修繕になるので対象となる。50万円以上でないと対象とならない。補助率は2分の1で、残りの2分の1は地区の負担となる。千円未満の端数も地区の負担。

正副幹事：外構は対象になるか。

説 明 者：ならない。

正副幹事：トイレの便器は。

説 明 者：内容による。過去の例では、和式トイレから洋式トイレへの改築は対象となったことがある。地域協働課へ相談していただきたい。

説 明 者：今年度、修繕の予算がついている区民館でまだ申請されていないところがある。まず申請をしてから工事をしていただきたい。来年度へ予算を持ち越すことはできない。

正副幹事：エアコンは補助対象となるか。

説明者：埋め込み式でダクトのついているエアコンは対象となる。建物を建てたのちに後付けで設置したものは対象外。

正副幹事：埋め込み式エアコンは対象だが、天井エアコン、天吊りエアコン、壁掛けエアコンは対象外ということでよいか。

説明者：原則は対象外。しかし区民館によっては構造上天井の埋め込み式ができないところがあり、設置場所を考慮したうえで希に対象となったところもあるので相談していただきたい。

正副幹事：外壁塗装で申請しているが、まだ早いのではないと言われるようなことがあるか。

説明者：経過年数による。

正副幹事：目安になる年数は。

説明者：塗料によって耐用年数が違うが、妥当な年数が経過していれば対象になると思われる。耐用年数表も参考にする。

正副幹事：前回の塗装がいつ実施されたか不明な場合はどうしたらよいか。

説明者：市が補助した記録は残っているが、塗料の内容など詳細までは把握していない。

正副幹事：各区民館に記録が残っていると思う。

正副幹事：外装塗装の場合補助率は2分の1となると思うが、残りの2分の1が地区で負担できないような場合はどうしたらよいか。

説明者：計画的に地区の費用を積み立てるなどの対応をお願いする。

4 報告事項

特になし。

5 その他

特になし。